

第 3 章 計画の推進 にあたって

1. 計画の推進体制

(1) 市民一人ひとりの意識の高揚

「健康」の実現は、なによりも市民一人ひとりが自身の健康管理に対する自覚を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。また、衛生面にも関心を持ち、突発的な感染症や健康を脅かす事件・事故などに対して、正確な情報に基づき冷静に行動することが欠かせません。

健康で安心して暮らせるまちづくりのためには、市民一人ひとりの健康に関する意識が高まることが不可欠であり、市が持つ健康や安全に関する情報を迅速かつ的確に発信する体制を整えていきます。

(2) 地域社会における推進体制

① 関係機関との緊密なネットワークづくり

健康づくりの取組を進めるうえでは、健康に携わる関係機関との連携が不可欠です。

このため、保健所運営協議会をはじめとする諮問機関等の体制を充実し、連絡を密にしながら取組の充実を図ります。

② 地域主体の取組への支援

健康づくりのすそ野を広げるためには、市民が地域で主体的に取り組めるしくみづくりが必要です。このため、健康づくりの分野で活動している団体、組織などと情報共有できる場を設け、その共同体を母体として地域主体の健康づくり活動の展開を促します。

(3) 行政における推進体制

① 健康危機管理体制の構築

新型インフルエンザや食中毒、毒劇物事故の発生や災害時など、突発的なケースに迅速かつ的確に対応しなければなりません。

保健所内はもちろん、市役所全体及び関係機関と連携して、非常時への対応が図られるよう、危機管理マニュアルを整備し、相互に把握しておくなど危機管理体制を整えます。

② コーディネートできる体制づくり

地域が主体となった健康づくりの取組に対し、行政はコーディネートする役割が重要になります。

関係機関をコーディネートできるよう、職員の意識改革を行い、スキルアップを図ります。

2. 計画の進行管理

この計画の基本理念や目標は、**四日市市業務棚卸表と整合性**をもつため、**毎年事業の実施状況**を把握するとともに、「**成果指標**」と「**活動指標**」についての**現状把握と分析、取組方法の検討、保健所運営協議会において評価を行い、目標達成に向けて計画を推進**します。

この計画は、国や県の動向なども考慮にいれ、必要に応じて見直しを行っていきます。

3. 指標の年度別推移

全ての指標において、平成24年における目標達成のため、1年ごとの数値目標を設定しました。表記は、「年度」のものと「年」のものがありますが、各々第2章で示すものと同様です。

1 「子の健やかな成長」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
健康診査の受診率 (%) (1歳6か月児健康診査)	97.1	97.2	97.3	97.4	97.5
(3歳児健康診査)	92.4	92.5	92.6	92.8	93.0

推移の根拠 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査について個別通知などにより受診勧奨を行っている。所在不明者の存在、過去の経年推移などを考慮し、平成24年度の目標値を設定した。関係団体との情報共有などを充実し、一層の受診者増加に努める。受診率を高めることで、発育、発達の確認や虐待の早期発見に努める。

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
乳児家庭全戸訪問事業の実施により、諸問題を把握し、適切な支援に結びつけることができた率 (%)	—	100.0	100.0	100.0	100.0

推移の根拠 乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）により、4か月までの乳児のいる世帯における疾病、心身障害、育児不安、虐待など各々の問題の把握に努め、その解決に向けて、適切な支援を行う。

課題(2)

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
う歯のない3歳児の割合 (%)	77.6	78.0	78.4	78.8	80.0

推移の根拠 国の母子保健推進計画である「すこやか親子21」には、う歯のない3歳児の割合を平成26年度に80%以上を目標値として掲げられている。市においても、出生時からの生活習慣づくりの啓発、食育などにより健康な歯を維持する取組を行い、平成24年度には3歳児健康診査における歯科健診においてう歯のない児の割合80%を目指す。

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
健康診査の受診率 (%) (4か月児健康診査)	95.9	96.0	96.1	96.3	96.5
(10か月児健康診査)	88.9	89.2	89.5	89.8	90.0

推移の根拠 所在不明者の存在、過去の経年推移などを考慮し、平成24年度の目標値を設定した。受診勧奨を積極的に行い、発育、発達の確認や虐待の早期発見の機会を増やす。

2 「生活習慣（食生活、運動、健診）」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群（四日市市国民健康保険特定健康診査受診者のみ）（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	29.9	27.4	24.9	22.4	19.9

推移の根拠 四日市市国民健康保険特定健診等実施計画から算出。食生活・運動などの基本的な日常生活を自ら管理し、健診などを主体的に利用することでメタボリックシンドロームを早期発見し、改善の指導を行う。

検診受診率（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
（子宮頸がん検診）	15.1	16.9	21.6	27.2	32.8
（乳がん検診）	13.5	17.1	25.4	30.6	35.7

推移の根拠 悪性新生物（がん）は死亡原因の第1位であり、国において平成21年度から女性特有のがん検診推進事業として、子宮がん検診、乳がん検診への取組を強化している。市においても他のがんに比べ50歳未満の死亡率が高い子宮がん、乳がんに対する検診を重点的にすすめ、なお、過去の経年推移などを考慮し、女性特有のがん検診事業を平成24年度まで継続するとして目標値を設定した。

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

国民健康保険特定健康診査受診率（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	40.1	53.1	60.0	63.7	65.0

推移の根拠 四日市市国民健康保険特定健診等実施計画から算出。四日市市国民健康保険加入者のうち、40～74歳を対象とした特定健診の受診率。メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期発見し、特定保健指導へ結びつけるために、実施機関とより連携し、さらに広報やホームページを活用して周知に努め、平成24年度の65%達成を目指し、受診率を高める。

国民健康保険特定保健指導受診率（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	21.4	30.0	35.0	40.0	45.0

推移の根拠 四日市市国民健康保険特定健診等実施計画から算出。健診結果に基づく「動機づけ支援」「積極的支援」の両保健指導の受診率。早期からの健康づくりを進めるため、壮年期にあたる40～50歳代の支援を重点的に、実施機関とより連携し、さらに広報やホームページを活用して周知に努め、受診勧奨により受診率を高める。

出前講座等啓発事業を活用する企業数（社）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	10	12	15	18	20

推移の根拠 職域での取組により企業が健康づくりへの意識を持ち、かつ市が開催する出前講座などの利用を促すことで、活用する企業を増やし、平成24年度には倍増を目指す。

正しい食生活の啓発や健康に配慮したメニューの提供など、食育への取組を行っている職員食堂の割合（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	31.7	36.2	40.7	45.2	50.0

推移の根拠 健康増進法に基づく給食施設巡回指導等を通じ、実際に職員食堂を設置している事業所側の担当者、献立作成を担当している栄養士・管理栄養士（そのほとんどは外部給食会社）、健康管理部門担当者（保健師、看護師）を正しい理解につなげ、実践へとつなげる支援を行う。計画的な指導を実施するため、年4.5%増を目標とした。

介護予防教室への参加者数（人）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	2,113	2,150	2,200	2,250	2,300

推移の根拠 介護予防への啓発を充実させ、意識向上を行うことにより、高齢者の健康づくり教室の実参加者を増やす。平成24年度目標値については高齢者人口の将来推計から自然増を2,200人として、さらに100名増を目指していく。

健康づくりボランティアの登録数（人）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	392	415	450	490	530
ステキ健康サポーター （生活習慣病予防ボランティア）	75	88	103	123	143
ヘルスリーダー（介護予防のボランティア）	61	62	72	82	92
ヘルスマイト（食生活改善推進員）	256	265	275	285	295

推移の根拠 健康づくり教室への参加者数の大幅な増加を目指すため、生活習慣病予防、介護予防、食生活改善など地域で健康づくりを推進する健康ボランティア数の登録を増やす。健康づくり教室の実行者（ステキ健康サポーター、ヘルスリーダー）の増加合計数を年30人程度、食生活改善員であるヘルスマイトを年10人以上増やすことを目標とする。

<参考>

健康づくりボランティアによる地域での実践活動数（のべ参加者数・人）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
ステキ健康サポーター	15,000	16,000	16,500	17,000	17,500
ヘルスリーダー	789	950	1,100	1,250	1,400
ヘルスマイト	2,291	3,000	3,100	3,200	3,300

推移の根拠 健康づくり教室への参加者数の大幅な増加を目指すため、健康づくりボランティアによる健康づくり教室への参加者の増加を目指す。上記の実践活動数とは、健康づくりボランティアが実施する生活習慣病予防や介護予防、料理教室などの健康づくり教室の市民参加者数で市に報告された（される）ものである。今後ステキ健康サポーターによる公園で行う健康づくり教室への参加数を年500人増（平成20年度実績465人）、ヘルスリーダーによる介護予防の出前教室への参加数を年150人増（平成20年度実績143人）、ヘルスマイトの活動としては毎年実績の少ない5地区の参加者の年20人ずつ増加を目標とする。

課題(2)

精密検査受診率（％）	（子宮頸がん検診）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
		87.1	87.8	88.5	89.2	90.0
		71.9	73.5	75.1	76.7	80.0

推移の根拠 関係機関と連携することで、要精密検査者が、精密検査を受診する割合を高める。国は各検診について、精密検査受診率の「最低限の基準」を許容値、「目標としていく値」を目標値としてそれぞれ設定しており、平成24年度目標指標として子宮がん検診は国の設定した目標値をおき、乳がん検診は国の設定した許容値をおいた。達成手段としては、対象者に対して、精密検査の必要性をわかりやすく説明した個人通知等を積極的に行う。

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
がん検診ホームページのアクセス数	—	—	—	—	21年 度実績 の1.5 倍

推移の根拠 ホームページの内容の充実を図り、平成24年度には平成21年度実績の1.5倍のアクセス数を目指す。平成21年度の実績は現時点で明らかでないため、数値記載ができない。

3 「こころ」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

こころの相談件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	694	1,000	1,400	1,500	1,500

推移の根拠 平成21年9月より障害者自立支援医療（精神通院）申請及び精神保健福祉手帳交付申請を保健所に集約化したため、それに伴い相談件数の大幅な増加が見込まれる。今後一層こころの病の啓発とこころの健康・病気について身近で気軽に相談が受けられる体制を整え、こころの病について不安を持つ人を減らす。相談件数とは、医師、保健師、ケースワーカー等による面接相談や家庭訪問、電話相談等の総数とする。なお過去の経年推移などを考慮し近隣中核市の相談件数を参考に算出した。

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

地域等における連携会議の年間開催回数（回）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	9	10	10	10	10

推移の根拠 こころの病などで悩む人への支援を行うため地域における連携が重要である。そのため、地域関係者、福祉関係職員等が集まり、精神障害者に対する理解を深め、地域での支援体制を整えるための連携会議の実施回数を毎年最低10回とする。

こころの健康講座等の参加者数（平成 20 年度からの合計人数）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	350	700	1,100	1,500	1,800

推移の根拠 多くの市民が受講することによりこころの健康に対する理解者を増やすため、こころの健康講座等を開催し積極的に啓発する。目標値の設定としては平成20年度の実績に基づき、新規参加者数を年間で概ね350名増加することを目標にし、平成24年度には合計参加者数1,800人を目標とする。

課題(2)

保健所で受けた相談のうち未治療・治療中断から治療につながった割合（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	76	77	78	79	80

推移の根拠 治療の必要性があるにもかかわらず、適切な医療が継続できないと症状が悪化するケースが多い。そのような相談があった場合には、治療に結びつけるために適切な支援を行う。治療の必要はあるが見守りながら受診のタイミングを図る場合、本人や家族の理解を得るためなど長期支援が必要であるが、受診促進のための周囲への働きかけ等受診しやすい環境づくりや、職員の対応能力の向上により平成24年度には80%を目指す。

4 「感染症」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

集団発生件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	1	0	0	0	0

推移の根拠 市民自らが感染症に対する正しい知識を持ち、感染拡大を未然に防ぐことが重要であり、その結果として感染症の集団発生をなくすことを目指す。集団発生とは、同一感染経路が明らかでない場合においては、一週間以内に2例以上の事例の発生を、同一感染経路が明らかでない場合では一週間以内に概ね10人以上の患者発生をいう（厚生省公衆衛生局長通知より）。

麻疹風疹混合ワクチン（MR）2期の予防接種率	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	96.0	96.3	96.6	96.9	97.0

推移の根拠 厚生労働省が平成24年の麻疹排除を目標に策定した「麻疹に関する特定感染症予防指針（麻疹排除計画）」では、MR1期及びMR2期の予防接種率を95%以上にすることを目標としている。本市においては、接種勧奨や未接種者への個人通知等によりこの目標は達成している現状であるが、今後も啓発の充実などを行いさらに接種率のアップを目指す。{今回の指標には、達成の難易度が高いMR2期（対象者：就学前の1年（年長児））を対象者とした}

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

感染症に関する健康教室参加人数（人）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	1,394	1,420	1,445	1,470	1,500

推移の根拠 感染症に対する啓発を充実し、知識を持つ人を増やすことを目指す。平成20年度は麻疹等の流行により、感染症に対する関心が高まったこととともに、市に保健所が設置されたことにより積極的に啓発をした実績である。今後も出前講座のメニューを増やすなどを行い一層の感染症の知識の普及を行う。

課題(2)

服薬完了率（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	97	97	98	99	100

推移の根拠 適切な治療を継続することで、結核の再発や悪化を防ぐことができるため、きめこまやかな支援を行い、服薬完了率100%を目指す。

課題(3)

H I V抗体検査数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	482	500	530	540	550

推移の根拠 性感染症の啓発を充実することで、検査を受診する人を増やし、早期に発見し適切な治療に結びつけ発病防止をするとともに、感染拡大を防ぐことが大切である。なお、検査数については、過去の経年推移を考慮し平成24年度の目標値を設定した。

5 「医療」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

医療機関の安全管理に関する苦情件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	14	12	10	8	7

推移の根拠 立ち入り検査を行うことにより、医療機関の安全管理面に関する市民からの苦情を平成24年度までに半減することを目標とする。

身近な人に囲まれて在宅で最後を迎える人の割合（％）	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	13.5	13.6	13.7	13.8	13.9	14.0

推移の根拠 医療と福祉の連携強化のため、平成21年度より両関係者の顔の見える連携会議を北・中・南ブロックにて開始した。ブロックごとに「身近な人に囲まれて在宅で最後を迎える人」を毎年2人ずつ増加させることを24年度までの目標としておき、死亡者数全体に対する割合で表現した。

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

市内医療機関の医療ネットみえへの登録割合（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	83.5	86	88	90	92

推移の根拠 医療機関への立ち入り検査時に医療ネットみえ、（医療機関情報を閲覧できるシステム）への登録する旨を周知することによって、登録数を増やし、市民が医療機関の情報を得やすくする。毎年市内の診療所数全体の約2%の新規開設があり、その医療機関に対し重点的に医療情報の提供を促していくため毎年2%増を目標とした。

病院への立入検査による文書指導件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	20	17	14	12	10

推移の根拠 病院には年1回立入検査を行い、病院が医療法上適切に運営されるよう指導し、市民が安心して医療を受けられるようにする。改善可能な点について各病院の実情に応じた適切な指導を行い、平成24年度には指導件数の半減を目指す。

課題(2)

地域医療に関する研修・講演会の回数（回）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	1	3	3	3	3

推移の根拠 地域医療の推進については医師会をはじめ様々な機関が取組を始めている。今後は関係機関が連携してさらに取組の輪が広がっていくことが理想である。市として関係機関の取組について積極的に周知を行いつつ、市民や関係機関へ周知等を継続的に行えるよう市主催による研修会を年3回開催することを目標とする。

6 「薬物」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

薬物乱用防止教室講師育成人数（人）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	0	0	8	16	25

推移の根拠 青少年が薬物汚染の被害者にならないよう薬物乱用防止教室の開催するための講師を増やし、平成24年度には市内全地区1人の計25人を目指す（国の薬物乱用対策推進会議で策定された新五ヵ年戦略の目標では、中・高校に年1回の薬物乱用防止教室の開催となっている）

毒物劇物取扱業者の漏洩事故に係る立入調査件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	20	18	16	14	13

推移の根拠 毒劇物取り扱い業者への定期指導、及び漏洩による緊急立入調査において一層の指導をすることで、再発防止を徹底し、漏洩事故件数の削減を目指す。

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

薬物乱用防止に関わる講習会の実施回数（回）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	4	9	12	12	12

推移の根拠 薬物乱用防止にかかわる啓発は、平成20年度は市が事務局をしている三重県薬物乱用防止指導者協議会、四日市市薬物乱用防止対策協議会を通じ自主研修を含む講習会、地域住民へのけし除去活動に関する研修を行ってきた。平成22年度以降は薬物乱用防止教室講師育成のための講習会などを追加し目標値を計上した。平成24年度年12回を目標とするが、この一部を民間団体などと共催、移行するような形を目指す。

小中高においての薬物乱用防止教室の年間開催回数（回）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	0	0	20	40	78

推移の根拠 国の薬物乱用推進本部が策定した「新5ヶ年戦略」目標が年1回の開催であり、教育現場での教室を定期的で開催する。四日市市薬物乱用防止対策協議会と連携し、講師を育成することで、平成24年度には78校全校で年1回実施を目指す。

けしの除去・焼却数（本）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	27,398	18,079	—	—	15,000

推移の根拠 けしには、ひなげしなどの観賞用のけしとあへん法で違法とされるけしとがある。違法けしは、違法栽培したものの他自生している場合も多く、市民への正しい知識の周知が重要である。関係機関及び薬物乱用防止指導員、自治会等の協力も得てけしの除去をすすめ、平成21年度は前年度より約1万本近く減少した。平成24年度には半減を目指す。

課題(2)

毒物劇物取扱業者への立入検査件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	122	122	120	120	120

推移の根拠 四日市市毒物劇物監視指導計画（販売業者250には監視率20%以上、届出が必要な取扱業者21件には監視率50%以上）と新規登録者、及び病院などの非届出業者への立ち入りに、平成21年度からはコンビナート地区の毒物劇物業務上取扱業者への監視を強化するため立ち入り計画（年30件以上）を策定し、その総計をしたものである。毒劇物による健康被害を発生しないよう立入監視を充実する。

7 「生活衛生・動物」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

犬による咬傷事故	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	18	12	11	10	9

推移の根拠 平成20年度では、18件の咬傷事故が発生していたが、平成21年度は11月末時点で7件となっている。咬傷事故については、散歩時に飼養者や被害者の不注意により発生することが多い。まず飼養者に対しては、散歩中人が近づいてきたときには、リードを短くするなどの啓発を行う。特に保育園、幼稚園や小学校低学年を対象に犬への接し方教室を開催して啓発を行い、被害者にならないような取組を重ねて行うことで、24年度には半減を目指す。

生活衛生施設への立入検査件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	280	250	260	270	280

推移の根拠 毎年公衆浴場事業者については50%、その他の事業者については20%、約230件の年間監視目標を設定している。平成20年度は厚生労働省よりクリーニング工場全件調査依頼があったため、例年より50件程多くなっている。今後は年間監視目標総数230件にプラスして平成21年度は美容所、平成22年度は理容所、平成23年度はクリーニング所と年ごとに重点事業者を設定し監視数を増やし、平成24年度には280件を目標とする。

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

組合からの呼びかけによる講習会開催数(年間)(回)	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	6	6	6	8	8

推移の根拠 現在は理・美容組合（6組合）に対して講習会を実施しているが、今後は公衆浴場組合（2組合）に対しても講習会の開催を行う。平成22年度は平成21年度現在開催をしていない組合と協議を行い、平成23年度には全組合に対して講習会の開催を目指す。

課題(2)

犬への接し方教室の開催回数（回）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	0	3	5	8	10

推移の根拠 平成21年度からの新規事業であるため平成20年度の実績は0件であるが、平成21年度については、3件程度（四郷、笹川、県保育園）を市内の公立保育園で開催した。今後も保育園を中心に毎年同程度開催回数を増やすように努め、平成24年度には保育園、幼稚園や小学校（低学年）を対象に10件程度の実施を目指す。

8 「食品の安全」に関すること

《目標を評価するための成果指標》

A ランク施設監視率（2回／年）（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	81.9	100	100	100	100

推移の根拠 四日市市食品衛生監視計画に沿って、Aランク施設に対して監視目標を100%（2回／年）とし、大規模な食中毒を未然に防止する。Aランク施設とは、大量調理を行う集団給食などで、食中毒が発生した場合に大規模な被害が発生する可能性が高い施設をいう。

食品に関する苦情・相談件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	225	220	210	205	200

推移の根拠 平成19年の冷凍餃子の残留農薬や餡子の有機溶媒混入事例以降、苦情・相談が増加している。食品の提供者側への指導の充実と共に市民に対して市のホームページ・広報等を通して食に関する正確な情報提供を行い、毎年5～10件程度の減少を目指す。

《取組を評価するための活動指標》

課題(1)

許可業種に対する監視指導件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	2,651	2,400	2,400	2,400	2,400

推移の根拠 許可施設への立入検査は、過去の食中毒の発生状況、製造・加工された食品の流通広域性、取扱量及び営業の特殊性を考慮したランクを設定し、そのランク別に監視頻度を設定し四日市市食品衛生監視指導計画を作成し実施している。平成21年度現在ではAランク187件（年2回監視）、Bランク174件（年1回監視）Cランク2,420件（2年に1回）、Dランク3,207件（5年に1回）であり、年間2,400件が目標値となる。平成20年度は、この計画に基づく監視に加え三重県と協働で菓子製造業者に対して表示監視などを行ったことから、監視数が多くなっているが、平成21年度以降は、計画に基づき年間2,400件以上を実施していく。

市民向け啓発活動（講習会等）（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	6	10	30	30	30

推移の根拠 子供は、一般的に成人に比べ食中毒にかかりやすく、重症になりやすいことから、母子保健事業と連携を行い、保護者に対する啓発を強化し、食品による健康被害を防止する。従来からの食品衛生月間でも啓発活動等（パンフレット配布）に、平成21年度途中から母子保健教室での講習を加え、平成22年度からは年30件を目指す。

課題(2)

食品等収去検査件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	309	340	340	340	340

推移の根拠 平成20年度は当初320件を計画していたが、事故米不正転売、中国産餡への有機溶剤混入事件が発生したため、計画通り実施できなかった。このような事例を加味し、平成21年度からは中国産加工食品の収去検査数を増やし、またカンピロバクター食中毒が急増していることから、生食用の鶏肉等の検査数を増やした。平成20年度の収去検査にて微生物に関する基準不適合が17件あったため、微生物検査を増やし計340件を目指す。

四日市市HACCP登録・認定制度申請件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	0	0	3	3	3

推移の根拠 食品製造業者、加工業者等に対してHACCP的手法を取り入れた衛生管理を推進しているところであるが、平成22年度より「四日市市食品衛生自主管理登録・認定制度」を開始し、さらに食品事業者の自主衛生管理を推進させる。現在三重県食品衛生協会ミニHACCPの認証を受けている「めん類製造業者2件及びみそ製造業者1件」を中心に登録を勧める。その後自主衛生管理を指導し、継続させながら更なる件数増加に努める。

1 平方センチあたりの一般細菌数 100 個未満の牛枝肉割合（枝肉ふき取り検査）（％）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	70	65 以上	65 以上	65 以上	65 以上

推移の根拠 牛の解体作業中に肉が細菌で汚染されることを防ぐため、作業後の牛枝肉の細菌数の検査を行い、適切な作業をするべく指導を行っている。平成20年度はその検査にて細菌数が100個未満である枝肉の割合を60%以上として目標設定を行い、70%の実績をあげた。平成21年度以降は65%以上を目標設定しさらに高いレベルを目指す。この数値は全国のと畜場における検査結果の上位3分の1にあたる。

残留有害物質（抗菌薬、寄生虫薬、農薬）の検査件数（件）	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24
	798	800	800	800	800

推移の根拠 食品衛生検査所で取り扱う牛・豚を対象に、平成20年度は抗菌薬検査768件、寄生虫薬検査20件、農薬検査10件を行った。ここ数年寄生虫検査と農薬検査で異常を認めたものはないが、抗菌薬検査では年に1～2件異常値が認められた。異常が認められた場合その検査部位によって、獣医師への確認と処分を行っている。今後も検査数を維持し、安全な食肉の提供を継続する。